

全国一斉

無料電話相談

労働相談ホットライン

36(さぶろく)きょうていをまもるろうどう

0570-036-610

※上記は特設番号です。6/10以外はご利用いただけませんのでご注意ください。
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からはご利用いただけません。

弁護士が
無料で
応じます

2019 / 6 / 10 (月)

10:00 ~ 15:00

大学の試験を
受けられないほど
バイトのシフトが入る...

残業代が
出ない...

バイトを辞めたいのに
辞めさせてくれない...

次の更新がない...

パワハラ
セクハラ
がひどい...



こんなことはありませんか...?

- ・実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・残業代が支払われない
- ・上司から怒鳴られる
- ・残業が多すぎて疲れてしまった...
- ・明日から来なくてもいいと言われた
- ・会社でけがをしたのに「労災手続」を取ってもらえない
- ・しつこく退職を迫られている
- ・次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた

お問い合わせ先：秋田弁護士会 (018-862-3770)

※上記時間内に秋田県内からおかけになった場合は、秋田弁護士会の特設電話につながります。上記以外の時間帯は、相談を実施している県外の弁護士会の特設電話へつながります。実施案内は、日本弁護士連合会のホームページでご確認いただけます。